

## 奈良県告示第五百十七号

平成二十年八月奈良県告示第二百三十三号（橿原公苑の附属器具の使用料の額の定め）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四三〇円」に、「九、九七〇円」を「一〇、一五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、九五〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二二、一〇円」を「二二、五一〇円」に、「一五、四二〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、五一〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に、「七、七二〇円」を「七、八五〇円」に改める。